

令和6年度
文京区基本構想推進区民協議会
基本政策5
「環境の保全と快適で安全なまちづくり」
第1回

日時：令和6年10月25日（金）

18時31分～20時29分

場所：シビックセンター24階

区議会第2委員会室

文京区企画政策部企画課

第 1 回 文京区基本構想推進区民協議会 会議録

| | | |
|------|-------|-----------|
| 「委員」 | 副 会 長 | 平 田 京 子 |
| | 委 員 | 佐 藤 留 味 江 |
| | 委 員 | 小 川 富 弘 |
| | 委 員 | 栗 原 孝 子 |
| | 委 員 | 牧 野 美 代 子 |
| | 委 員 | 高 木 孝 介 |
| | 委 員 | 平 田 青 海 |

| | | |
|-------|-------------|---------|
| 「幹 事」 | 企 画 政 策 部 長 | 新 名 幸 男 |
| | 危 機 管 理 室 長 | 渡 邊 了 |
| | 都 市 計 画 部 長 | 鵜 沼 秀 之 |
| | 土 木 部 長 | 小 野 光 幸 |
| | 企 画 課 長 | 横 山 尚 人 |

| | | |
|--------|--------------|---------|
| 「関係課長」 | 防 災 課 長 | 齊 藤 嘉 之 |
| | 都 市 計 画 課 長 | 真 下 聡 |
| | 地 域 整 備 課 長 | 前 田 直 哉 |
| | 住 環 境 課 長 | 吉 本 眞 二 |
| | 建 築 指 導 課 長 | 川 西 宏 幸 |
| | 管 理 課 長 | 橋 本 淳 一 |
| | 道 路 課 長 | 村 岡 健 市 |
| | み どり 公 園 課 長 | 村 田 博 章 |

○平田副会長 それでは、令和6年度第1回文京区基本構想推進区民協議会を開会いたします。

本日は、皆様、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

また、オンラインで配信されておりますので、カメラ目線にはなっていないのですが、意識もしなくていいのですが、一応映されておりますので、よろしくお願いします。

それでは、本日は、基本政策5、環境の保全と快適で安全なまちづくりの部会の1回目となります。もう1回ございますので、はじめに、委員の出欠状況や配付資料等について事務局から説明をお願いいたします。

○横山企画課長 それでは、まずはじめに、委員の出欠状況でございます。

本日は、委員の皆様、全員ご出席をいただいております。ありがとうございます。

続きまして、幹事の出席状況です。

協議会に出席いたします幹事につきましては、審議に関係のある部長にご参加をいただいておりますので、ご紹介いたします。渡邊危機管理室長です。

○渡邊危機管理室長 危機管理室長になりまして、2年目です。

今日は、皆様から、様々ご意見を頂戴したいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○横山企画課長 鶴沼都市計画部長です。

○鶴沼都市計画部長 今年より都市計画部長を拝命いたしました鶴沼と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○横山企画課長 小野土木部長です。

○小野土木部長 私も今年から土木部長になりました小野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○横山企画課長 また、そのほか、関係する課長にも出席をいただいておりますが、ご紹介は割愛させていただきますので、よろしくお願いします。

続きまして、資料のご説明です。

本日、使用する資料は、以前お配りをしてございますが、「文の京」総合戦略という冊子、少しオレンジ色がかかった冊子がございます。そちらと、あと、資料第5号としまして、「文の京」総合戦略進行管理令和6年度戦略点検シートという、ホチキス止めの厚い紙があるかと思います。そちらでございます。

また、本日、席上に配付をしてございますのが、本日の次第が1枚、それから、座席表、また、最後に、意見の記入用紙というものをお配りをしてございます。

本日の資料は以上となります。もし、過不足ございましたら、事務局のほうまでお知らせいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、よろしくお願いいたします。

○平田副会長 それでは、早速、主要課題についての審議に入ります。

本部会においては、主要課題41から52について審議を行っていきます。

そのうち、主要課題の順番は前後しますが、本日は主要課題のうち、この分厚い冊子、これの46から52となりますが、ページ数を言ったほうがいいですね、143ページからとなりますが、今日が46から52までと結構多いので、次回、主要課題41から45までは環境まちづくり分野となりますので、第2回で審議をいたします。

なお、行財政運営についても、皆様のご意見を賜りたいので、第2回といたします。

そして、皆様には、活発なご議論いただきたいのですが、8時半までになるべく終わるようにご協力をお願いいたします。

それで、各説明者におかれましては、説明の際の時間管理にご協力いただくようお願いします。

もう、何々さん、発言してくださいみたいに言いませんので、どんどん、発言者の方は最初手を挙げていただいて、私のほうで順番を決めさせていただきますが、お答えのほうもどんどん「はい」とか言って、各関係部署の幹事の方からお返事ください。

進行方法なのですが、担当部長による説明と委員の皆さんからの質疑を二つに分けて行います。

それで、まずは46から48の三つ、46、47、48をご説明いただいて、これについてまとめてご審議いただきますので、まず、関係部長からご説明します。説明を聞いていただく際は、資料第5号、この分厚い評価、令和6年度戦略点検シートをご覧ください。

それでは、46、ご準備よろしいでしょうか。その冊子になります。その143ページをお開きください。

関係部長もご準備よろしいでしょうか。では、46からお願いいたします。

○渡邊危機管理室長 それでは、46、地域防災力の向上について、危機管理室長の渡邊のほうから簡単にご説明をさせていただきます。

まず、こちらの地域防災力の向上ですけれども、4年後の目指す姿としましては、自らの命は自ら守る「自助」の意識や、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の意識が醸成され、自助・共助に根差した活発な取組により、地域の防災力が高まっているという姿を目指しております。

それに当たりまして、昨年度、令和5年度、2023年に取り組んだ内容としましては、そのページの次のページ、144ページをご覧ください、3の成果や課題は何かというところに書かせていただいております。

こちらでは、2点挙げさせていただいています。

一つは、区民の主体的な防災活動の促進。

こちらについては、今、申し上げたように、自助・共助の自意識の醸成が必要というところで取組を進めました。

特に今年に関しましては、元旦に発生しました能登半島地震の影響が大きかったというふうに

考えております。

それに伴って、我々としても、さらに防災力を向上させる必要があるという認識で進めてきました。

住民主体の防災活動の促進を図るということで、総合防災訓練を実施したり、避難所運営協議会、こちらは指定避難所において、その区域に指定される町会を構成員とする協議会や区民防災組織等の活動を支援してきたところです。

加えて、避難所運営に関しては、やはり5類になったとはいえ、感染症対策であるとか、区内多くの方がペットを飼育されていらっしゃると思いますので、ペットの同行避難、それから在宅避難を区としては推奨しております。在宅避難者のほか、避難所外避難者への支援の方法等、避難所運営に伴う様々な課題について対策の検討が必要という認識で取り組んできたところです。

その下、中高層共同住宅、マンションに対する防災意識の啓発ですけれども、文京区にお住まいになっていらっしゃる方はお分かりのとおり、マンションがどんどん増えてきています。7割ぐらいの方がマンションにお住まいという状況です。

昨年度から文京区としては、エレベーターの閉じ込め対策の助成金額を拡充しました。これによって、助成件数は大幅に増加をしております。

また、今年度も、先ほど申し上げた能登半島地震の関係で、やはり関心は高くなっているという認識がございます。

とはいえ、やはりなかなか周知が届いていないマンホールトイレの設置や防災士の取得支援などに関しては、もう少し申請に至らないケースもありますので、周知啓発に取り組んでいく必要があるというふうに認識をしております。

特にマンションの場合は、集合住宅で高いところにトイレがあつたりします。災害時のマンションのトイレ対策やマンションの実情に合わせた防災対策を推進する必要があるというふうに認識をしているところです。

ページを進んでいただきまして、145ページの4、今後どのように進めていきますかというところですが、こちら、何度も出てきます能登半島地震によって関心が高まっているところで、改めて在宅避難推奨と、それから家具転倒防止器具、やはり家の中で家具を倒れてきてけがをするというケース多いですから、こちらであるとか、防災用品のあっせんの利用促進に努めるということと、こちら、皆さん、多分お届けになったと思いますけれども、そなえて安心BOOKのほう、全世帯のほうに配布をさせていただいて、ほぼ100%、もちろん宛先不明で返ってきているものもありますが、ほぼ100%配布は終了しているところです。

こういった形での防災リテラシーの醸成と在宅避難の推進に取り組んでいるところです。

また、周知啓発という形では、新たなVRコンテンツの作成を今年度取り組んでいる最中です。

次に、自助・共助に根差した防災活動を推進するということでは、先ほど申し上げた避難所運営協議会や区民防災組織に行う訓練、備蓄資材の購入等に関する助成制度の拡充を図りました。

また、マンションのトイレ対策としてのマンションのトイレセミナーなどを実施するという形です。

今年度後半からは、避難所運営ガイドラインの改定に着手をいたします。これは、今年度6月に地域防災計画を修正したというところを受けての検討に着手するということとなります。

以上が、No.46のところですが。

次のページ、No.47、防災機能の強化です。

こちら4年後の目指す姿としては、発災時における区の初動体制が早期に確立され、災害情報の発信や避難所の開設、関係機関との連携等、迅速かつ適切な災害対応を図られる体制が整備されているというところですが。

こちらページ1枚めくっていただきまして、147ページの3、成果や課題は何かというところでは、ここでも二つのポイントです。

一つは、災害対策本部機能の強化に取り組んできました。

災害対策本部事務局、危機管理室を中心としますが、こちらの訓練の充実を図っております。

訓練や連絡会を通じまして、区内の消防署のほか、インフラ事業者や自衛隊等との関係構築に努め、防災関係機関相互の連絡体制の強化に取り組んでいるところです。

今後について、その下、3段落目になりますけれども、今後については、能登半島地震の状況、特に発災初期にはインターネット、特に携帯電話の基地局が壊れてしまって連絡がなかなか難しかったということがありますので、この通信環境を強化しなければいけないという認識があります。

また、災害時医療、文京区は病院が集積をしておりますけれども、こちらにつきましても、区内の医療機関と情報共有や意見交換を行うことで連携の強化を図っているところです。

夜間休日に発災した場合の医療関係機関等との人員参集体制を構築する必要は引き続きあるという認識を持っております。

次のポイントの被災者の避難生活を支える避難所等の環境整備です。

こちらは、大規模災害発生に伴う様々な状況を想定して、特に簡易トイレについては必要な備蓄資材の整備を進めているところです。

そのほか、段ボールベッドであるとか、非常食なんかについても適切な環境整備に取り組む必要があるという認識で取り組んでいるところであります。

ページを1枚おめくりください。148ページの4、今後どのように進めていくかのところになります。

こちらについては、災害対策本部の初動体制の強化ということは先ほど申し上げておりますけれども、被害状況の把握がやはり応急対策の具体的な活動を展開する上で欠かせない情報だという認識を持っております。

ですので、災対本部の情報収集体制の強化を図っているところです。

また、東京都と連携した衛星通信の導入や災害時における強固な通信環境の整備に努めていくとしております。

災害時医療に関しては、災害医療運営連絡会を定期的を開催をいたしまして関係強化を図るという一方、医療救護所に備蓄する医療品や医療資機材の整備を進めているところです。

また、災害時の避難行動要支援者に関しましては、災害時の個別避難計画の策定を辞退される方もいらっしゃるので、その計画趣旨を丁寧に伝えて、個別支援計画をつくっていただけるように努めてまいりたいというふうに思っているところです。

続きまして、150ページをご覧ください。

主要課題48、災害時の要配慮者への支援です。

4年後の目指す姿としては、災害発生時における避難所での生活において、一般の避難所で過ごすことに困難を伴う要配慮者に対し、必要な支援が行き届き、避難生活環境が整備されているということを目指しております。

ページ1枚、おめくりください。151ページの3、成果や課題についてです。

こちらにも2点、災害時要援護者の避難体制の強化を掲げております。

先ほど申し上げました避難行動要支援者の個別避難計画、こちらにつきましては、同意方式名簿における個別避難計画を作成しているのは8割を超えているところです。

また、支援者である町会・自治会、民生委員を主体とした平時からの見守り援助体制の構築についても、文京区社会福祉協議会と連携をして検討するなど、避難支援体制の強化を図っております。

さらに、防災アプリに防災情報一斉通知アプリ、これ今まで二つ運用していたのですが、一つに統合して利便性の向上を図りました。

次に、福祉避難所の拡充整備ですけれども、福祉避難所の開設手順書となる福祉避難所開設キットを26全施設に配備をいたしました。

また、福祉避難所への直接避難というものもできるようになりましたので、受入対象者に対し、意向調査を行うとともに、福祉避難所との調整を行って、避難行動要支援者の円滑な避難のために取り組んでいるところであります。

引き続き、152ページ、今後どのように進めていくかの4番になりますけれども、避難行動要支援者のうち、同意方式名簿の中で個別避難計画の割合を増加させる必要があるというふうに思っています。

また、文京区の避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）、こちらについても地域防災計画を修正したことを受けて、その改定について検討に着手したところです。

また、文京区の場合は、妊産婦・乳児救護所がありますので、地域防災計画に基づいて、今後も災害時における要配慮者や女性、LGBTQ当事者等への対応強化に取り組んでまいります。

さらに、防災アプリは多言語化をしております。こちらや、やさしい日本語機能を活用して、

全ての人が正確な災害情報を取得し、適切な避難行動につながるよう取組を進めていきたいというふうに思っているところです。

福祉避難所に関しては、運営マニュアルの改善や備蓄物資の充実により、環境整備を図るというふうに考えているところであります。

私からの説明は以上になります。ちょっと時間が超過しました。3分ぐらい、失礼しました。

○平田副会長 ありがとうございます。

それでは、この46から48は、お互いに関連し合う課題ですので、まとめて審議することになります。

まず、ご発言をお願いしたいのですが、まず、ご発言される際は、議事録にも載りますので、また、オンラインでも試行されていることから、挙手いただいて、発言の前にはお名前をおっしゃってください。それで、お手元のマイクはスイッチをオンでお願いします。終わったらスイッチはオフにしてくださいをお願いいたします。いつもマイクがオンになっていますと、ハウリングがありますので、オフのご協力をお願いいたします。

それでは、46から48まで、どの話でも結構ですので、お気づきの点、それから区の対策に対する評価など、いろいろご意見あろうかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

牧野委員、お願いします。

○牧野委員 私は、熊本の出身なのですがけれども、ちょうど8年前かな、熊本地震のときに、今もう97歳になるのですがけれども、母と一緒に二人で熊本の実家において、地震にあって、それで避難所に行ったのですがけれども、避難所で実際に市役所の方とか、そういう方がいろいろやってくくださるのは1日ぐらいたってからだったかなと思うのですね。その前にいろいろとやってくくださったのは、地域の消防の、消防団の人たちが指揮をとってくださって進めてくれたので、すごくうまくいったのですね。

今のお話聞いていても、具体的なことというのは何も出てこないのですがけれども、何か具体的なことはあるのでしょうか。

○渡邊危機管理室長 熊本地震を例にとって、危機管理室長のほうからお話をしますが、まず、熊本地震、震度7でしたので、文京区の場合、震度5弱で自動参集という形で避難所を開けることになります。

避難所を開けるのに、区役所の職員が、一応そこに近くの間を配備していますけれども、その場合は、地域の避難所運営協議会が自主的に避難所を開設するというような体制を取っています。

ですので、今、牧野委員おっしゃったとおり、特に開設当初は、情報の収集、整理と、それから人命救助のほうに区の職員も割り振りますので、なかなか避難所のほうには区の職員の手が回らないというふうに思っていて、現在でも、地域のその避難所運営協議会を中心に避難所訓練をさせてもらっているというのが具体的な取組です。

各指定避難所には1日分程度の備蓄物資を備蓄させてもらっているという状況ですので、2日目以降については、ほかのところから持ってくるというような流れを想定しているところです。

大丈夫でしょうか。

○牧野委員 あと、要支援者とか、だから、うちの場合だったら母とかも高齢だったので、そのときは1日の毛布とか、そういうものがない状態で床に寝るみたいな、そんな感じだったのですね。

それと、わんちゃんとか、猫ちゃんとか、そういう子たちもみんな一緒だったのですよ。

やっぱり動物を嫌いな人もいるし、その辺が非常に難しかったのですが、その辺も具体的に教えていただけたらと思いますけれども。

○渡邊危機管理室長 引き続き、室長のほうから。

まず、ペットに関しては、我々、人が避難する場所ではない学校の中の一角をペットの子たちにいてもらうエリアにして、そこにいてもらうという形を考えています。

必ずしもペットの数を全て把握しているわけではないですし、避難してくる方がどのような犬種だとか、犬なのか猫なのか分からないということもあるのですが、本当のほんの少しケージは備蓄をしていますけれども、全数足りるとは想像しづらいので、実際に発災をして避難所運営する段階で、皆さんと話し合いながら、そういう形を取りたい。

基本的には、いわゆる同行、一緒に来るのは構わないですけれども、同伴といったような、今、牧野委員のおっしゃったのは、避難所にペットと一緒にというのは、区としては、認めていないという状況です。なぜならば、やはり犬猫のアレルギーの方もいらっしゃるというふうに考えていて、そこは明確に切り分けたい。ただし、障害のある方の介助犬であるとか、盲導犬に関しては、これは例外という形で一緒にというふうに現時点では考えているところです。

あと、もう1点あったのが、毛布でした。こちらについては、それぞれ一定数、数字はすみません、後で防災課長に補足してもらいますが、備蓄しています。ただ、その規模によります。熊本地震のように震度7になってしまうと、震度7以上の震度はないので、非常に甚大な被害で、多くの方が避難してくると物が足りるかというのは、難しい問題があるのですが、一定数は今準備をしているという感じです。

○齊藤防災課長 防災課長、齊藤と申します。よろしく申し上げます。

今、要支援者のお母様のお話が出ましたけれども、やはり文京区のほうでも、ここでいうと、No.48番のシートがまさにそれになりまして、やはり地域で支える仕組みとして、避難行動要支援者の名簿を日頃から地元の町会の方とか、民生委員の方とかと共有をして、実際に発災したときに、まずは安否確認はしっかり地域の中で行おうというような仕組みはつくって、これは国のスキームに準じてやっている取組になります。

あと、もう1個、やはり避難所のほうでも、やはり要支援者の方にしっかり配慮しなければいけないということで、毛布は当然、我々も備蓄をしていますし、あと、東京都からの委託物資と

ということで、しっかり事前に預かっている物資も十分備えていますし、あと、やはり今回の能登半島地震も受けて、やはり段ボールベッドだとか、そういった要配慮者に必要な物資というのは、国のほうも自主点検レポートの中で振り返っていますので、今後もやはり、我々そういったものもしっかり準備はしていますが、さらに充実、強固を図るものは何かというところは、継続的に検討は進めているというところでございます。

○平田副会長 今、区も遠慮しておっしゃらなかったのだと思うのですがけれども、牧野委員がご指摘のとおり、初期が一番混乱するのですよ。そこで助ける、96歳のお母様に自分で頑張れというのは、とても無理なので、なるべく早く毛布とか、さっきの段ボールベッドを差し上げられるように、今、区では、避難所開設訓練として、開けることをとにかく、開けられるならすぐに開けて、皆さんを収容できるようにするという訓練を重ねていらっしゃるのです。それから、そのときに住民の方が頼りなので、どんなに志がある方でも、離れていると電車が止まってしまうので、駆けつけられないので、地域の方が避難所をスムーズに開けて、毛布とかをすぐ取り出せるように避難所開設キットというのを開発されていまして、それで訓練を重ねていますので、その点は物だけでは解決できなくて、やっぱり用意する、あるいは助ける側を育てる、助ける側の今支援の研修もやっているのですけれども、そういうので熊本地震を学んでやっておられるところです。

どうぞ。

○小川委員 小川富弘です。

145ページの4番の今後どのように進めていくかの中に出てくる、防災用品のあっせんとか、カタログの全戸配布、それに関連してなのですけれども、いろんな種類の障害を持っていたり、あるいは高齢者だったり、そういった方の支援が非常に大事だと思うのですけれども、災害の大きさにもよると思うのですけれども、ライフラインが非常に、水道とか、ガスとか、電気とか、その辺の復旧するまでというか、かなり状況によると思うのですけれども、あとは、それと交通の手段、その辺の対策と、旅行していたり、家にいなかった場合、人との連絡も含めて、あるいは外国の方がいるとか、そういったいろいろなもろもろのことをどういうふうに、あらかじめ事前に考えておくかということが結構大事なのではないかなと思ったのですけれども、その辺は大丈夫かどうかという心配なところです。

○渡邊危機管理室長 かなり今、小川委員のほうから、広いところをお話いただいているので、まず、身近なところで。

ご自宅での備蓄をまずお願いをしています。在宅避難をまずは推奨しているので、ここでいう、防災用品もそうですけれども、まずは、やはり家の中で地震が起きても家具が転倒してこない安全なエリアをつくってくださいということで、家具転倒防止器具の助成をしていたりします。

また、7日間の食料と水の備蓄は各ご家庭でお願いをしたいと。最低でも3日間はお願いしなすということをお願いしている最中です。

かと言って、なかなか全ての方がそれができるわけではないでしょうから、区としては、インフラとして、水に関しては給水所が区内に2か所ありますので、そちらは都の水道局が管理をしている非常に大きな、いわゆる中継タンクというか、中継の場所ですので、全区民が使ってもそう簡単にはなくなならない程度の量が備蓄をされていますので、そちらへ、お手数なのですが、水を取りに行っていたきたいと。もしなくなったら取りに行っていたきたいというようなことを考えています。

食料についても、在宅避難でなくなってしまうと、基本的には、今は、指定避難所のほうに取りに来ていただきたいというような形で考えているところです。

24万人弱の人口を持つ文京区ですけれども、直近の東京都の被害想定では、おおむね2万8,000人弱の方が被災をして避難をするだろうという形になります。

ですが、その2万8,000人の避難者に対して備蓄品とかを我々準備しているわけですが、24万人全員分は当然備蓄はできませんので、そこは各皆様をお願いをしたいし、常に我々としてはそこは周知啓発をしていきたいというところです。

特に3日間程度は、恐らく交通インフラが復旧しないので、物が買えないという状況になってしまいます。ですので、備蓄をお願いしたい。お金が幾らあっても物がないので買えないという、物が運ばれてこないから店にも並ばないということです。備蓄をやはりお願いをしたいという、そこは自助というところです。

次に、交通手段や緊急時の連絡に関してですが、こちらは、一つ、まず、NTTなどが災害時の緊急連絡の災害伝言ダイヤルをつくっていますので、これもたしか毎月1日だったか、デモができるような日がありますので、まず、それで安否の確認をしていただきたい。それは遠方の方が都内に住んでいる方の確認は、そういったツールや仕組みを使っていたきたいというふうに思っています。

交通手段に関しては、各交通機関が努力をしていますが、やはり地震ともなると、なかなかその想定外ということもあるでしょうし、想定を超えた揺れが来ればハードは壊れてしまいますので、その辺りは本当に来たときの災害によって、交通手段については相当差が出てくるだろうというふうに認識をしています。

最後に、文京区に来訪する方々への支援、特に外国人の方はどうですかというお話がありましたので、こちらは先ほどお話をしましたが、災害の防災ポータルや区のホームページの多言語化を終わらせております。ですので、そちらを見ていただきたいというふうに現時点では考えているというところです。

補足あれば。

○齊藤防災課長 防災課長、齊藤です。

今、小川委員のほうから言われた、いろいろな災害が起きたらどうなるのかというような、なかなか漠然とした不安というか、というのは、皆様、お持ちなのかなというふうに考えておりま

す。

令和4年5月に、東京都が新しく東京都で首都直下地震が起きたときの被害想定というのをくり変えまして、今、室長が2万8,000と言いましたけれども、基本的に2万6,000ぐらい、文京区で首都直下地震が起きたら文京区で約2万6,000人ぐらいの避難者が出るだろうというふうには言われています。

それで、我々行政のほうも、皆さんに備蓄をしてくださいですとか、いろんな啓発は行ってきましたが、今回、能登半島地震もあって、なかなかもう一度、やはり災害のことを正しく知ってもらいたいというところもあって、今回、皆さんのところに、こういったそなえて安心BOOKというのをお配りを全戸配布させていただいておりますけれども、これページを開くと、ただ防災用品を配るだけではなくて、身近にはこういった災害のリスクがあるということをお伝えをさせていただいております。その中に、ライフラインが何日止まりますよというような情報もあつたりとか、これは地震だけではなくて、水害もあってというところをお伝えして、改めて災害を正しく恐れるというか、正しく知って、皆さんに必要なものは何なのかというところを一度しっかり振り返っていただきたいというようなところで、対策は改めてお伝えはしているというところでございます。

○平田副会長 小川委員、よろしいですか。

○小川委員 よく分かりました。

一応、心配するのは、取り残されてしまう人というか、用意している人は結構いいと思うのですが、どうしてもやっぱり取り残されてしまう人がいる。そういうときに、何かいい方法はないかなと思ったのですけれども、どうでしょう。

○渡邊危機管理室長 取り残される方というイメージというか、表現で、私の言うことがイコールかどうかちょっと微妙ですけれども、災害時の避難行動要支援者という方々に関しては、障害者手帳をお持ちの方であるとか、介護度をお持ちの方に対して、まずは同意された方もそうなのですけれども、同意されていない方に関しては、行政の職権で情報収集は全部しています。

ですので、区内にお住まいで障害者手帳を持っている、あるいは要介護度があると言ったような、避難行動に支援が必要である可能性のある人たちの住所と氏名と年齢と性別みたいなものに関しては最低限、全員、区のほうで把握はしています。

ですので、原則として取り残すことのない体制は取るように努力をしているという形になります。

○平田副会長 とても大事な視点だと思うのですが、取り残される方が出てくるというのは、実際あると思うのですね。特に、今回、能登半島地震の被災地に行ってきてすごく感じたのは、珠洲市が被害がひどくて、そここのところの方々は、住民の半数が独居の後期高齢者で、もう取り残される人ばかりがいる社会でどうしていくかということだったのですよね。

なので、ここの文京区はまだ若い方もいらっしゃいますし、人数も多いので、同じ状況にはな

らないのですけれども、どうやったら取り残されないようにどうしたらいいかは、区が一生懸命対策を打ってくださっているのですけれども、これは区だけで解決できる問題ではないと思っ
ていまして、やっぱり区民の方々が一緒に考えて、ふだんからやらないといけない問題かなと思
うので、ぜひ今ご心配の点はもっと言っていただいて、そして一緒に考えてもらうという機会を増
やすことにつなげないと。

区は一生懸命やったださっているのですよ。でも動いていない方も多い。そして、南海トラ
フ臨時情報が出ましたよね。こうしたものも次に来ていますので、これもまだリスクが去ったわ
けではないのですよね。そのとき区だけが頑張る状態を続けると、非常に取り残される人が多く
なると思いますので、そこは一緒に考える。

なので、この機会もすごく活用していただきたくて、どういうことを知らない状態で、どうい
うことだったら一緒にできるのかとか、ぜひ区がいらっしゃいますので、皆さんのアイデアをお
待ちしたいと思います、ぜひ。

もう本当に避難所も手が足りないのですよね。私たちは大学そのものが妊産婦・乳児救護所にな
りますので、どのようなことが足りなくて、どのように困るのかを学生が研究しているのです
けれども、やっぱり足りないのですよ。それで、すごい十分なサービスができるかというのでき
ないので、そこはどうやって人手を呼んでこようとか、それからどういうふうに被災者の方に
持ってきてもらうか、やっぱり物品全部用意しろと言ったら、区も大変ですし、そういうものを
どうやったらいいのかをぜひこの場などを生かして一緒に考えていただきたいなというのがあり
ますので、ぜひこの協議会でこうしたらどうですかねとか、こうしたこうしたら区民の側から見
たらこうですよとかいう意見を大募集中ですので、気軽におっしゃってください。お願いいたし
ます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○高木委員 高木と申します。

今の議論をすごく興味深いと思っていて、取り残される人は、もちろん移動が困難な方もいら
っしゃると思うのですけれども、自分含めて、お恥ずかしながらやっぱり防災意識が低い人も取
り残されると思っています。そういう意味でいくと、147ページの住民同士の助け合いがスム
ーズに行えるように意識づくりはめっちゃめっちゃ大事だと思っているのですけれども。

私、恥ずかしながら、先ほどの安心BOOKを見ていて、ちゃんとクーポンで防災グッズがも
らえるというの分かっていたのですけれども、まだ開いていないですよ、忙しくて。結構恥ず
べきことかなと思っているのですけれども、結構やはりそれは、なかなか自分の意志が低いなど、
先ほど気づいた瞬間でした。

やっぱり意識が高まってきたかどうかみたいなのを、どのように評価されているのか、行政と
してというのを伺いたいですし、ちょっと思ったのは、やっぱりそういう安心BOOKでもクー
ポンを使っていない人にはもう徹底的に送りつけるとか、何かそれぐらいやらないといけないの

か、あるいはもうそこまでやらずに、そこはもう自分で何とかしてくれという割り切りがあるのか、何かその辺りのスタンスも含めて、この区民の防災意識の高まりみたいなのをどう見ていらっしゃるかというのをぜひ伺いたいと思っています。

○渡邊危機管理室長 僕、回答しようかなと思ったのですけれども、そなえて安心BOOKは防災課長が頑張っていたので、全部この答弁は防災課長に任せます。

○齊藤防災課長 防災課長です。ご意見ありがとうございます。

よく3年に1度、区も区政に関する意識調査をやるのですよね。その中で必ず定点で防災対策何かやっていますかという質問をするのです。その中で、備蓄していますよみたいな回答をする方というのは大体6割から7割ぐらい、6割半ばぐらいのトレンドがあるのですよね。これは減りもしないし、増えもしないというような形。一方で、同じ質問の中に何もしていないですという方が大体1割ぐらいいるというのも、これも大体同じような傾向があります。

それで今回、能登半島地震があって、どこの自治体も何かやっぱり対策を打たなければということで、我々もこれを緊急に補正予算を組んでやりましたが、どちらかというと、高木さんがおっしゃるように、これだけ大きなことがあっても、どこか東京は大丈夫だろうとか、関心のない方というのは、我々が一生懸命、あれをやってください、これやってくださいと啓発訓練をやりましょうといっても、そういった情報にすらアクセスしないのかなというところもあって、なかなか行政の中で全戸配布をするという事業はないです。ないですが、今回は、思い切って13万世帯ありますけれども、全戸に配布をさせていただきました。我々の方から、防災のことを書ききるとすごい分厚くなってしまいますので、本当に大事なことしか書いていないです。

例えば、台風のときの気象庁が出す警報も年々変わっているのですよね。皆さんが知っている情報から、やはりカスタマイズされていたりですとか、在宅避難という考え方も、我々が小さい頃に教わった地震が起きたらまず学校に行こうというようなメッセージから大分変わってきていると。これは熊本も含めて大きな災害を繰り返す中で、そういった防災の対策というのはカスタマイズされていますので、そういったのをぜひこの機会に開いていただいて、皆さんの中で必要なものは何なのだろうと、もう1回身近な災害リスクというのを知っていただきたいというふうには考えているところでございます。

ぜひ、おうちに帰って開いて、ご家族の中で話題にさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○渡邊危機管理室長 1点だけ補足を。

これ実は、全戸配布したので、申込みの際にアンケートがついています。なので、13万世帯で返ってくる、何割かは分かりませんが、世論調査の母数よりも悉皆に近い、全世帯に配っていて、全世帯で返してくれたら、全部の世帯のアンケートで今の防災の状況が分かるし、それこそやった人はお分かりなのでしょうけれども、なぜやらないのですかというところまで聞くようなアンケートを今回加えて皆様にお配りをしているので、高木委員のように忘れた、忙しい

し出さないという人たちも、結果的には我々としては誰が出さなかったか分かりませんが、出さなかった人たちの率は分かるので、そうなってくれば、どれぐらい本当に関心がないのだね、5,000ポイントで何か変えられるけれども、それでもやらない人たちがこれだけいるんだということはリアルに把握ができて、また、そこを今度、対象に、何らかの施策を考えていくことができるエビデンスになるだろうというふうに思って、この事業は、そういう我々の次のステップにつながるようなものも一緒にやらせていただいているという状況であります。

○高木委員 ありがとうございます。それだけやっていただいているのを存じ上げなかったというか、ちゃんと把握できなかつたところをちょっと恥じるとともに、僕は、文京区のLINEは入れていまして、例えばLINEで、あなた使いましたみたいな通知が来ると、恐らく思い出せるというか、多分接点の持ち方はいろいろあると思うのですよ、区民との。なので、そういうものが投稿されて、どこかで接点を取ってくれると、より1割の人も動きやすいのかなと思うとともに、ちゃんと封筒は帰って開けさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○渡邊危機管理室長 いいアイデアをいただきました。できるかどうか分かりませんが、危機管理室中心にして、庁内全部で様々なSNSを使って区民の方にアプローチをしているので、重複されて受信される方もいるかもしれませんが、そのSNS全てで、同じタイミングで、そなえて安心BOOKを出しましたかというのを出せるように、努力をしてみたいと思います。ありがとうございました。

○高木委員 ありがとうございます。

○平田副会長 小川委員、お願いします。

○小川委員 アンケートはどれぐらい戻ってきているのですか。

○齊藤防災課長 今、ちょうどここ1か月ぐらいかけて、ようやくこの安心BOOKを配り終えたような状態です。今、大体2万1,000世帯ぐらいからの申込みがありまして、そのうちの半分がWebからの回答ですね。Webからの回答だとアンケートがそのままくっついてきて、悉皆みたいな形になるので、だから大体、それでも1万サンプルぐらいは集まっているかなというところです。

なので、全体の母数として13万ありますから、申込みする方がそのうちの何割で、そのうちの半分がWebということでも、サンプル数としては十分どころが回収できるかなと見込んでおります。

○平田副会長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○平田委員 平田と申します。よろしく願いいたします。

私が個人的に興味持っているのが避難所の整備というところで、女性の視点を取り入れた避難所の整備という形で、お話できればと思うのですが。

結構大きい地震が起こると大体毎回インターネットのニュースとかでよく取り上げられるというのが、やっぱり女性視点でみたいところは私もよく見かけるのですね、多分興味があるか

らというのもあるのですけれども、なかなか公に議論しにくいところではあるのですけれども、例えば生理用ナプキンの配布というところで、他人に見えるところに置かれているとか、あと、配布者がやはり男性だから取りに行きにくいとか、あと、実際に数が足りない、例えばそれは準備をされた方とかが実際に1日に何枚使うのかということ把握されていないとか、あと、例えば昼と夜で違うとか、何かそういったことがあるというのをたまに見かけまして、結構文京区の今、人口ピラミッドとか見ると、やはり例えば10歳から50歳くらいまでの女性というのも結構多かったりするんで、割と何かそのニーズは多いのかなというふうに感覚としては思っています。

今後の要配慮者の対策という形で、女性の対応というところも強化していくというふうに書かれているのですけれども、何かもし、その視点で既に検討されていることとか、あと、今後、検討をしていく中で、どうやってそういった視点を取り入れていくのか、もし、お考えのことがあれば、ぜひお伺いしたいなというふうに思いました。

○渡邊危機管理室長 私から本当に概略的な話を。

確かに生理用の関係、女性特有の問題というのがあって、配布には当然恥ずかしいという気持ちがあるので取りに行けない。ですので、できる限り配備する区の職員の中には女性がいるようにはしています。

ただ、絶対かと言われると、行けるかどうか分からないので、数についても一定数というレベルでしか僕は回答できないので、後ほど防災課長に補足してもらいますが、そういう形ではやっています。

当然、避難所運営協議会が、先ほども言ったとおり、町会のレベルで皆さんに動いていただいているので、町会自体もいわゆる女性が参画している数は多くはないので、どうしても今、平田委員のおっしゃったような女性目線をもうちよつとというのも、どちらかといえば区側の支援する事務局がこれも要りますよね、あれもありますよね、みたいなところで流しているという状況です。

ですので、例えば区側が買って備蓄するようなものについては、区側で対応できるのですけれども、具体的な運用、運営になると、なかなか難しい部分が出てくるだろうというふうに認識をしています。

先ほどの報告の中で、避難所運営ガイドラインを今年度後半から来年度にかけて改定するのですが、そのときには平田委員のおっしゃるような視点をしっかりと入れて書かないといけないだろうというふうに思っていますし、これは実は災害対策調査特別委員会を傍聴していたお子さんから、パーティションが置いてあるのはいいけれども鍵がかからないのですかと言われて、鍵かと思って、それはいいかもしれないというので、来年度の予算に乗せるべくやろうというふうには考えています。

当然キャンプで使うようなパーティションですから、悪意を持って上を乗り越えたらいけちゃ

うのですけれども、でもワイヤーロックかけられるかどうかというのは、やっぱり心理的な安心感はずごく違うだろうというふうに思っているのも、そういったものであるとか、あとは犯罪のブザー、小学生を持っているのがありますよね、ああいうのを避難所に備蓄をしておいて、トイレ行くときに持って行ってねとか、外へ行くときに持って行ってねとかと言って、みんなで共用して、安全の確保しましょうというような、地道ですし、予算そんなにかかりませんが、そういった地道な取組は今進めているというのが状況です。

補足を、では。

○齊藤防災課長 まず、避難所のほうに生理用品は当然入っております、区内33か所の避難所に各避難所1,000枚ずつぐらいは備えております。そのほか、拠点にもいろいろ倉庫があって、そこから足りないところには運べるようなところにも一定数は入れているというようなところでは。

それで、今やはり女性の視点というのは非常に大事で、いろんなやはりトラブルだとか、というのも当然マスコミでも報道されないようなことというのはきっとあるんだろうというふうには認識をしています。

それで、我々のほうも、最近、防災士という民間資格を取りたい方に、その資格の取得に一定の経費がかかりますので、その助成制度というのをしております。

避難運営協議会、地域の方たちのグループの中に、しっかり防災士の方を増やしていきたいという取組を何年も進めてきておまして、特にその中に女性の防災士というのは必要なだろうというふうに思っていて、そこら辺も最近、女性の防災士も大分増えてきていて、今大体70人ぐらい、区が助成をした防災士の方はいらっしゃいますけれども、そのうち14、5人ぐらいは女性になっていて、そういった運営の中心になるようなポストにしっかり女性を配置をしたいというところは、その町会の方たちの理解も得ながら、そういった取組は徐々に進めております。

あと、トイレの問題だとか、更衣室の問題だとか、いろいろありますね。それで、例えば国のガイドラインもトイレの数は、女性と男性で3対1ですよとか、そういった基準もあったり、それも一定、女性に配慮したというような考え方なのかなというところもあって、避難所へガイドラインというそれぞれの避難所のベースになるルールブックみたいなものを今後つくり変える中の大きな課題の一つだなというふうには考えておりますので、必要なものは徐々に備えておりますし、大きな考え方はこれからしっかりと整理をしていきたいと考えております。

○渡邊危機管理室長 あと、もう一つだけ。

インターネットもあるということも含めてなのですが、女性の方が避難所に行ったときに、その方がもしけがをしていないとか、一緒に働けるということであれば、女性同士で私たちがやろうよとやっていただくと非常にそこは助かるなというふうに思います。避難されている方が避難をしたから何かしてもらえるのではなくて、みんなでこの避難所を運営していこうよと、特に女性の皆さんでスクラムを組んでいただいて、ここはやろうね、みたいところでやって動いて

いただけると、区側は当然そこに職員少ないとはいえ、行きますので、一緒にタッグを組んで、運営が女性にとってより良好な環境をつくっていくことができる可能性が高まりますので、ぜひお友達とか周りの方に、もし万が一になったらさうしようねというふうにやっていただけるとすごくうれしいです。お願いしたいと思います。

○平田副会長 大事な視点なので、ぜひお願いします。

やっぱり区民の方から、その場で、多分準備していても命を守れるかとか、要配慮者のこととか、いろんなことでも避難所は大混乱中なのですよね。ですので、その場でぜひ声を発していただく方になっていただくと、区は、とても喜ばれる、区が喜ぶというよりは避難所がよくなるので、ぜひお願いいたします。心の準備をお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○栗原委員 栗原孝子です。

先ほどの高木さんの意見に戻ってしまうのですけれども、齊藤防災課長に質問です。

そなえて安心BOOKで反応があった13万人の年齢解析はできていますでしょうか。ご回答をお願いします。

○齊藤防災課長 防災課長、齋藤です。

まず、13万というのは、世帯単位に配っておりますので、年齢というところは配る段階では把握はしておりません。世帯の中で話し合ってくださいということで、世帯1冊ずつお配りしております。

ただ、アンケートの中では、家族構成どうですかですとか、年齢までは聞かないですけれども、そういったどういった家族構成かという世帯の属性みたいなものはしっかり捉えていきたいというふうに考えておりますので、そこら辺で集まったデータをしっかり我々のほうは今後の対策のほうで生かしていきたいと考えております。

○栗原委員 ありがとうございます。

レスポンスはあるということによろしいですか。どのようにレスポンスが返ってくるとかという計画といいますか、そういうものはありますか。

○平田副会長 自由記述とか、ご意見も一緒に返ってくるタイプなのかということですか。アンケートの回答が、例えばカタログが届いてよかったとか、そういう感想が書けるようなレスポンスが書けますかと、そういう意味ですか。

○栗原委員 そうですね。

○齊藤防災課長 一定に自由記述欄も用意はしておりますけれども、なるべく逆にアンケートのほうがかかり負担にならないように、なるべくシンプルな設問構成にはしておりますけれども、しっかり皆さんの意見だとか、行動だとかがしっかり読めるようなアンケートの状況にはさせていただいております。

また、ここ1か月、この事業を続けていますけれども、結構区民の方の反応というのは非常に

好意的なご意見が非常に多かったです。一番最初に、我々の防災課のほうに電話がかかってきて、「防災カタログ届きました。ありがとうございます。明日から備蓄頑張ります」と言ってくれた区民の方も実際いらっしゃいました。

なので、本当に皆さんの反応が、そうやって我々のほうにも伝わってきますので、非常に貴重な機会にしていきたいなというふうには考えています。

○栗原委員 ありがとうございます。

○平田副会長 ほかにはいかがでしょうか。

では、一旦進んでよろしいですかね。

46から48が終わりましたので、また最後戻っていただいてもいいので、49から52のほうもありますので、説明させていただきます。

それでは、ご説明を関係部長の方、よろしく願いいたします。

○鶴沼都市計画部長 それでは、主要課題No. 49、災害に強い都市基盤の整備について、都市計画部長のほうからご説明を差し上げます。

資料第5号は153ページになります。

冒頭4年後の目指す姿・計画期間の方向性の欄ですが、誰もが安全に安心して過ごすことができる災害に強い都市基盤の整備を推進することを目標としてございます。

都市基盤、インフラとも呼ばれますけれども、主にハードを分担してございます。住宅などの耐震化の促進、不燃化、細街路の拡幅整備、再開発事業や地区計画などを活用して、安全・安心なまちづくりを推進していることとしています。

そのために取り組んできた事業については、橋梁の予防保全や道路の無電柱化を推進すること、さらには災害時における道路網の安全性やライフラインの安定供給を確保する、建築物の耐震化や不燃化を促進するために啓発事業や助成事業などを実施して、都市の防災機能の底上げ強化を図っていくというものでございます。

155ページをご覧くださいませでしょうか。

社会ではどのような動きがあったかの欄ですが、先ほど来、室長もお話ししているように、具体的な法改正は今、示されていませんが、1月の能登半島地震、こちらでは、今までの地震とは違うような地殻の動きですとか、建物のくいに関する知見などが重なってきてるので法改正が行われる可能性、こちらも見極めながら情勢の変化、動向を注視していきたいと考えてございます。

次に、3の成果や課題は何か、こちらの欄ですが、上段の安全・安心なまちづくりの推進、こちら先ほど来、申し上げてますとおり、能登半島地震、ほかの大きな地震、阪神淡路や中越のときもそうだったのですが、こういった直後が機運が盛り上がり耐震化の数値もよくなるというのは経験的にございますので、この機会を逃さずにアドバイザー派遣ですとか、専門家の意見を聞く機会、こういったものを通じて、耐震化の必要性をより理解してもらおう機運、こちらのほうを醸成していきたいと考えてございます。

不燃化特区事業は、令和7年度、2025年になりますが、こちらを事業予定の期間としています。これは延伸する可能性もあるのですが、区切りですので、ここの目標年次に向かって建て替えなど、時間のかかる工事は早めに申請していただいて、普及啓発、こちらもしていくように考えてございます。

加えて、崖等整備資金助成事業、こちらは、個人の方に崖をご負担していただいて改修するという事は結構な労力がかかるものなので、相談件数はあるのですが、なかなかその実績にはつながっていないのですが、相談件数があるということは意識があるので、そういったものを逃がさず、引き続き整備につながるように働きかけていくと、こういったことを続けています。

一方で、公園再整備、こちらの際においては、防災委員時にも役立つようなかまどベンチやマンホールトイレ、こういったものを設置し、災害に強いまちを構成していくように考えてございます。

下段、都市防災機能の強化の欄をご覧くださいませでしょうか。

大阪の北部地震で小学生が亡くなったことを契機にブロック塀の調査を行って、戸別訪問や改修を促すなど、継続的に対応してきたんですけれども、それでも戸別訪問の結果、改修を考えていないという回答が約6割ありました。改修等の必要なブロック塀が依然まだあるということですので、危険度ごとにめり張りをつけて改修の対応を求めていく必要、こちらのほうを感じているところです。

具体的には通学路沿道の危険度が高いブロック塀、平成30年度、2018年に調査したときから、具体的には384か所、こちらを改修できましたけれども、結果862か所が残ってございますので、こちらを早急に改修していただくなり、適切な維持管理、こちらのほうも働きかけていこうと考えてございます。

その上で、2018年の調査で危険度が低かった3,613か所のブロック、こちらのほうも把握してございますので、そちらの経過を追って、劣化がしているものについても注意喚起を図っていきたいと考えてございます。

さらに電線共同化設置工事、こちらについては日医大つつじ通り、根津小学校前、さらには駕籠町小学校前の3路線、こちらのほうが完了しました。引き続き巻石通り、こちらについても令和6年、2024年の7月に完了することができました。

さらには、橋梁アセットマネジメント基本計画に基づき、染井橋補修工事の着手、こちらに向けて、関係者の地域の方、施工協議会、こちらのほうを行ってございます。

続いて156ページ中ほどの4、今後どのように進めていくかの欄をご覧くださいませでしょうか。

不燃化特区事業、こちらをさらに加速させるために政策連携団体、専門家集団ですね。こちらと協定を結んで周知を進め、相談に乗りながら不燃化、こちらを進めていきたいと思っております。

また、崖等整備資金助成事業についても、東京都や専門家団体との連携、情報共有をしながら崖等の整備につながるよう周知啓発、こちらも引き続き行ってまいります。

ブロック塀改修についても、ブロック塀の改修状況を確認し、必要に応じて周知啓発を行い、結果についても公表しながら進めていきたいと考えてございます。

都市の防災機能強化に向け、区内4路線、こちらの無電柱化工事を推進するために次期整備路線を検討し、さらに整備路線を増やしていく考えでございます。

橋梁アセットマネジメント基本計画、こちらも引き続き継続することで、予防保全、これは起きてから直すのではなく、起きるであろうことを事前に把握した上で修繕を推進していくこと、これは効率性も上がりますし、経費も下がると、そういった考えに基づいて進めていきたいと考えてございます。

公園再整備工事においても、防災に寄与する、かまどベンチやマンホールトイレ、こちらをなるべく設置できるように検討を積極的に進めていく考えでございます。

主要課題No. 49は以上でございます。

○渡邊危機管理室長 続きまして、ページのほう157ページです。50地域の犯罪抑止、こちらは危機管理室長のほうからご説明申し上げます。

4年後の目指す姿ですけど、区民の防犯に対する意識が高まることにより、地域ぐるみで支え合う自主的な防犯、安全活動が積極的に行われる環境が整うことで、誰もが安全で安心な生活を送ることができる、できているという状況、姿を目指しております。

では、ページを1枚おめくりいただきまして158ページの3成果や課題をご覧ください。

区民等の自主的な防犯活動への支援。具体的にはやはり防犯カメラの設置をしています。安全・安心まちづくり推進地区を条例に基づいて地区からの申請に従って、認めて承認をして、そちらの防犯カメラ設置に関する経費であるとか、修繕であるとか、維持管理であるとか、電柱の使用料の運営に係る経費について支援、補助をしてきています。

また、ウクライナ侵攻に伴って電気料金、いわゆる燃料費が上がったところから電気料金が上がったので、電気料金の経費についても補助率と限度額を引き上げて、町会、自治会さんの負担を減らすようにしております。

また、防犯カメラを設置しているのが、ほとんどが電柱です。工事等によって電柱を移設するときに、1回カメラを外して、またつけなきゃいけないという作業があるので、そちらについての移設の経費、こちらの支援も始めております。

令和5年度は新たに1地区の指定ができました。これによって推進地区の町会数は121町会になります。文京区は全部で153町会あって、79%の町会が今そこに入っているという状況です。ですので、一定程度、かなり上がってきているので今後、この推進地区になっていく自治会、町会さん、伸びは鈍化するだろうと思うんですけど、区としては引き続き、この取組を進めていきたいというふうに思っております。

次に、子どもや高齢者に対する犯罪抑止ですけれど、高齢者に対する防犯対策として、区内に四つの警察署がありますが、ここと連携をして、駅前での特殊詐欺防止の啓発品の配布や、区報ぶんきょうをご覧になった方もいらっしゃると思いますが、10月25日号で、一面でお配りをさせていただいています。こういう形で特殊詐欺に注意を呼びかけるための記事を掲載しています。

それから、あと自動通話録音機、こちらは無償でお渡しをしています。高齢者の方には貸与しておりますので、こういったものも今、取り組んでいるところです。

お気づきになった方、いらっしゃるかもしれないんですが、区内のATMのブース、無人のブースに各4警察署の担当の警察官が最近立って見えています。それぐらいやはり、実は文京区の特
殊詐欺の状況はよくないです。件数は下がっているんですが、被害額が大きいので、やはりかなり危機感を持って取り組んでいかなきゃいけないというふうに、警察署も思っていますし、区もそのように感じているところです。

高齢者に関してはそんなところで、次の子どもです。

子どもの防犯対策はやはり頻々と不審者情報というのは上がってきています。必要に応じて情報を流しているところでもありますけれども、やはりその状況を受けて下校時刻に合わせて、青色防犯パトロールカーというのが文京区で庁有車として持っています。地下3階にあります。電気自動車なんですけど。これを、その時間帯にパトロールで音声を流しながら回るということを定期的に取り組んでいる最中です。

次に1ページ進めていただきまして、159ページ、4今後どのように進めていくかということなんですけれど、未指定の地区、残り21%なので、こちらに対して制度の啓発を行って、防犯体制の強化に努めるようにしていきたいと。

それから、警察4署と実施するイベント事業などを活用して、主に高齢者に対する特殊詐欺被害防止や子どもを犯罪から守るための取組を連携して行っていきたいというふうに思っています。危機管理課で出している防犯メール、安心メールで防犯力向上セミナーというのを小さい規模、50人ぐらいの規模でこぢんまりと始めました。結構反応があって参加される方もいるので、それを継続的にやっていきたいと思いますというふうに思っています。

同じように4今後どのように進めていくかで、子ども110番ステッカー事業、こちらはあまり伸びがない、安定しちゃっている状況なので、やはり新規店舗や事業所など、子どもたちが駆け込みやすい場所を中心に協力の呼びかけを行っていきたいというふうに考えております。

主要課題50の説明は以上になります。

○鶴沼都市計画部長 続きまして、主要課題No. 51、管理不全建築物等の対策の推進について、ご説明を差し上げます。資料第5号のページは160ページになります。

冒頭、4年後の目指す姿・計画期間の方向性ですが、こちらの課題、管理不全な建築物等のな

い良好な住環境を保つことを目標としてございます。そのためには適切な管理がなされていない空き家等に対して、法律に基づき、適切な対応を図るほか、空き家の発生予防、適正管理、利活用の促進を図ること、これらに合わせてマンション、個々の状況に応じた相談支援を行って、長期的な視点からマンションの適正な維持管理、こちらを推進することで目標を達成していきたいと考えてございます。

161ページをご覧くださいませでしょうか。2、社会ではどのような動きがあったかの欄をご覧ください。

国は、管理状態の悪い空き家を減らすため、空家等対策特別措置法を令和5年、2023年12月に施行しました。法改正により、放置すれば特定空家等、これは放置すると危険を伴うような空き家のことを特定空家と呼んでおりますが、こういったものになるおそれがある空き家などを管理不全空家等として指導・勧告することが区でもできるようになりました。

次に、成果、課題は何かの部分になります。

上段の空き家対策の強化の部分では、空家等相談事業の周知、こちらを図るとともに、空き家セミナーを複数回開催し、所有者に有益な情報を提供させていただきました。空き家の予防や解決に向けては、セミナー実施時の専門家による相談体制をさらに充実する、こちらの必要性も感じているところでございます。

適正管理の働きを行っても改善が見られない空き家は、立入調査などを積極的に行い、所定の手続にのっとり、特定空家等の認定を行ってまいります。また、法の改正を受けて管理不全空家に対し現地調査を行い、必要な場合には、指導・勧告を行っているところです。

下段のマンション管理適正化の促進の欄をご覧くださいませでしょうか。

管理状況届出制度、こちらにより管理不全の兆候が見られる段階から、そういったマンションを把握することで、アドバイスを行う機会が増加してございます。

助成事業については開始から6年がたっていることから、利用実績も次第に安定しています。令和5年度、2023年より運用を開始したマンション管理計画認定制度、こちらはそういった取組をしているマンションを認定して、より一層の励みになっていただくという側面を期待して、創設していますが、こちらの普及に努め、管理の適正化をさらに進めていくこと、さらには指導・助言を行うための体制を整えていく、こういった必要性も考えているところです。

続きまして、162ページ、どのように進めていくかの欄をご覧くださいませでしょうか。

引き続き空き家等に関する区民や所有者からの問合せ、こちらに適切な助言や指導を行うとともに、丁寧な対応を心がけています。また、空き家対策の強化に向けては、東京都の空家対策連絡協議会に参加して、情報の収集を行い、他の自治体の動向に注意を払うとともに、所有者などに意識啓発、事業の普及啓発、こちらも引き続き丁寧に行っていきたいと考えています

所有者や相続人が不在である特定空家、こちらに関しては相続財産清算人制度なども念頭に入れ、特定空家の解消に向けて取り組むなど、改定がなされた空家等対策計画、こちらに基づいて、

空き家の対策を推進していく考えでございます。

マンション管理の適正化の促進に当たっては、管理状況届出制度で把握した管理不全の兆候があるマンションに対しては、マンション管理士の派遣なども行い、積極的な支援体制を周知するとともに、こちらの支援策を活用して、管理の適正化に努めてまいります。

またマンション管理計画認定制度についても、さらなる活用をいただけるように普及に努め、管理の適正化を図って、管理不全の空き家の削減に取り組んでいく考えでございます。

資料No. 5 1の説明を終わります。

○小野土木部長 では続きまして、主要課題のNo. 5 2、交通安全対策の推進と移動手段の利便性の向上について、土木部長のほうから説明させていただきます。

まず4年後の目指す姿ですが、コミュニティバスや自転車シェアリング等の利便性が高まるなど、移動手段が充実するとともに道路の安全性、交通安全意識の向上が図られ、交通事故死傷者数の減少が続くということ、目指す姿として施策に取り組んでいるところであります。

次に1ページお進みいただきまして、164ページの下のほう、2社会の動きとしましては、道路交通法の改正により自転車利用時のヘルメット着用の努力義務化や、電動キックボードが特定小型原動機付自転車に位置づけられたとともに、道路の安全性の確保として、生活道路での「ゾーン30プラス」を推進することが国から示されております。

また、かねてより2024年問題として話題となっておりました、運転手の労働時間の上限規制など、様々な動きが出ております。

次のページの165ページの3成果や課題ですが、交通安全意識の向上として交通安全対策の普及広報活動が関係機関、団体等のご協力により着実に進められているところですが、区内の交通事故死傷者数はページ中ほどの左のグラフのとおり、令和4年度、2022年度より令和5年度の2023年度は若干増えておまして、原因別としては、自転車乗用中が最も多い状況であります。このため、自転車利用者に対してのルールマナー等の啓発による安全利用の促進を図る必要があるという状況でございます。

道路の安全性の確保としては、区道の自転車通行空間の整備やコミュニティ道路の整備等を着実に進めているというところです。

移動手段につきましては、自転車シェアリング事業の推進を図るとともに、コミュニティバスの運行によりまして、利便性の向上が図られているという状況であります。コミュニティバスにつきましては、運転士不足により本郷・湯島ルートにおいて、約半年間、減便運行を行ったところでございます。現在その減便運行等の措置は実施しておりませんが、バス業界全体の運転士不足の動向について注視する必要があると考えております。

最後に次のページの166ページの4今後についてですが、交通安全意識の向上は交通事故を発生させないためにも欠かせないものでありますので、交通ルールマナーの啓発に関係機関とともに、一層取り組んでいきたいと考えております。さらに放置自転車対策、生活道路における交

通安全対策、これらを推進するとともに、移動手段の利便性の向上に向け、コミュニティバスの車両更新やルートの周知活動等によりまして、バス利用者数の拡大に努めてまいります。

あわせて、運転手の確保に向けた支援について継続的に行ってまいります。

説明は以上です。

○平田副会長 ありがとうございます。

49から52まで広範な、広い説明を伺いましたので、議論のほうは半分に分けさせていただきます。49と50までが第1ブロック、51と52のところを後半とさせていただきますので、まずは49と50に関係あるところからご意見のある方はお願いいたします。

49が、災害に強い都市基盤の整備、それから50が地域の犯罪抑止となります。ここからは空き家が変わるので、災害絡みのところは49、50になります。

○牧野委員 牧野です。49のかまどベンチやマンホール、この辺のことって、私はすごく興味があるんですが、私が知らないだけかもしれませんけど、それを実際に使って何かイベントをするとか、そういうことってやっていらっしゃるんですか。教えていただきたいんですけど。

○齊藤防災課長 防災課長、齊藤です。

よく町会とかの防災訓練などを公園とかでやるときに、実際にかまどベンチを組み立ててみたりですとか、あと新しい公園だと今、災害用のトイレに使えるマンホールを作っていたりしています。マンホールのトイレには必ず井戸もつけていて、井戸の水で流すというところも、実際にマンホールトイレを組み立ててみて、訓練の際にご覧いただいたりですとかという機会は、なるべく設けるようにはしてございます。

○渡邊危機管理室長 ごめんなさい、1点だけ。マンホールトイレのマンホールは開けません。

開けちゃうとそのまま落ちてしまう可能性が出ちゃうので、なので、そこを開けての訓練とか、公園を使ってやっても、そこを開けるのはまずないって思ってください。

○牧野委員 すごく本当に知らないのでも伺いたいですけれど、そのマンホールを開けちゃったら、実際に避難のときに使えないということですか。

○渡邊危機管理室長 そうではなくて、マンホールトイレというのは下水道管直結のマンホールなんです。我々が普通におトイレって、じゃっと流すじゃないですか。流したものが流れていくものに直結しているところに、立坑という穴が空いていて、そこに、いわゆる上で用を足すと落ちるといふものなので、非常にその高さとか、いろんな状況があるので、開けてまではやっていないです。

江戸川橋に総合福祉センターを造って、そこにはマンホールトイレを作っているんですが、それは今度は落ちちゃう可能性があるんで、本館に向けてスロープをつけて、なので、そこは全然浅いので開けても全然危なくないんですけど、そういったものを区としては整備をして、極力災害時に、いわゆる上水道が使えなくても、おトイレができるような環境を整えようというふうに努力をしているという形です。

なので今、言ったとおり上水道が使えないんで、井戸がセットで、井戸水で汚物を流すという流れになります。

○平田副会長 何かお教室とかあるといいですよ。マンホールトイレを知るためのお教室とか、すごい思います。私もすごい理解できます。知っておきたいですよ。事前にね。そういうのが、お子さんを持つ方も赤ちゃんを持つ方も避難所について知りたいんですよ。だから、そういう何か事前のお教室、説明だけでも伺える機会とか、そういうのがあると、訓練じゃなくてもいいですよ。何かそういう機会があるといいんだろうなと思いました。

○渡邊危機管理室長 考えます。

○平田副会長 ほかにはいかがでしょうか。

○栗原委員 栗原です。主要課題50の地域の犯罪抑止というものは、入っていますよね。

これの2番、特殊詐欺認知件数及び被害総額というものなんですけれども、令和4年ですか、認知件数より被害額のほうが上というものが、読んでいて、これは何で被害額のほうが上だとお考えでしょうか。聞きたいです。

○渡邊危機管理室長 先ほどもお話をしましたが、今、見ていただいているのは158ページのグラフでいいですか。こちらの右側、特殊詐欺認知件数及び被害総額、件数自体は56、62、59って下がっていて、実は令和4年度、2022年のときは、文京区全体で2億円を超えました。ですが、被害の数としては62、割り返すとお分かりだと思うんですけど1件当たり1,000万を超えるんですね。なので、終わってしまったことなので言えますが、4年度は1件だけ1億を超えるケースがありました。

ですので、被害の額が、1件当たりの金額が大きいので、件数は下がるけど被害額は上がるという形で、逆の形になっているという形です。

○栗原委員 1億の方が盗まれてしまったというのを初めて聞いたので、あれなんですけど、要は標準偏差というか、平らにすると、結局は上がってしまったという感じなんですか。

○渡邊危機管理室長 被害額を件数でならずというのが、どういう意味を持つのか、ちょっと私は今すぐには理解できないんですけど、1件当たりの被害額が大きい傾向が文京区の場合はあるということが分かるというふうに理解していただけたらいいかなと思います。

○栗原委員 なるほど、分かりました。ありがとうございます。

○平田副会長 高木委員、どうぞ。

○高木委員 高木です。私も同じところの隣の刑法犯認知件数が気になっていまして、単純にメリットは何か件数がどんどん増えていきますと。治安が悪くなっているのかと、ちょっと懸念してしまうんですけど、中身を見ると侵入窃盗がすごく増えていて、何かこういうことが日本のトレンドとしてこういう感じなのか、それとも文京区の特殊事情でこうなっているのかというところが、知りたいなと思いました。

やはり、これだけ見ると、ちょっと物騒なデータだなと思っているので、何か、その辺りに対

する、やはり対策であるとか、どのように対処されていこうとされているかというのがあれば伺いたいと思っています。いかがでしょうか。

○渡邊危機管理室長 まず刑法犯認知件数ですけど、文京区は23区でも下から3番目に常にいるので、23区中では極めて治安は高い。たしか一番はずっと一番下だったはずですよ。たまに入れ替わったりしますが、ほぼほぼずっと一番下です。ですので、23区では最も安全な区と言って差し支えないというふうに思っています。

一方で、非侵入窃盗とは何かという話になるんですが、自転車泥棒です。路上に置いてある自転車を窃盗する。窃盗されましたということで、警察側は刑法犯認知件数で1個、いわゆるフラグが立つという形なので、自転車窃盗が多いのがなぜなのかというのは、警察署とも話をしますが、ちょっと分からないというのが実情です。そこら辺は本当に置いてある、高い自転車ということもないみたいなんです。普通の、いわゆるママチャリと言われるようなものを取っていく人がいるという形で、割と電動アシスト付自転車はあまり盗まれていないみたいなんですけど、ただ取りにくいんでしょうね。そうじゃない普通の自転車がやはり件数としては伸びているので、この真ん中のオレンジのところ、皆さん白黒なので非侵入窃盗はそれが増えているという状況になっているという説明でよろしいでしょうか。

○高木委員 ありがとうございます。私も自転車を盗まれたことがあります。中身、了解しました。ありがとうございます。

○横山企画課長 ちょっと補足させていただきますと、グラフ今、お手元の点検シートは直近3か年が表示されているんですけど、冊子の方ですね。こちら140ページがこちらの主要課題50のところになりますが、こちらについては過去5年分、1個前の年のところも入っております、コロナで大きく変わっている部分があるのかなと思うんですけども、多かった時代に比べると現在はまだそこまで至っていない。上昇傾向にあります、そういった状況が見てとれると思います。

○平田副会長 ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○栗原委員 高木さんの補足というか、渡邊さんの補足でもあるんですけども、うちの育ったまちが栃木なんです。栃木県の小山市という場所は、治安がとても悪くて、今、はやりの金・銀・銅、あとは鉄、これというのは大体、銅の1キロの価格が1,000円から1,300円ぐらいなんです。木工も盛んなまちなんですけれども、鉄、たたらというか、鉄産業とかスクラップ工場とか、とつても、ここ5年ぐらい、もうあり得ないぐらい増えているんですね。

恐らくなんですけど、普通の自転車が盗まれるというのは、電動自転車よりかは、自転車のチェーンのほうが取りやすいんだと思います。栃木は電動自転車があんまりないので。取りあえず私、市立の小学校、中学校に上がっている、そこら辺のことを、学校外のお友達なんですけれども、やっぱりやりやすいのは、チェーンだと言っていました。あとフレームも高い値段で取引できるので、恐らく電動自転車が狙われるよりかは、簡単にチェーンを取れる、アルミもお

値段がつかますから、なので、そういうことだとは思いますが。

多分、外国人もやっているんですけども、日本人もやっている方が多いので、多分増えているでしょうね。

以上です。

○渡邊危機管理室長 極めてコメントしづらいんですけど、貴金属、特に環境政策のほうで言えば、太陽光の関係の銅線、要するに電動の電線が窃盗されてというのは、地方だとよくニュースになっていますので、その視点、都会においても、いわゆる鉄や、そういった金属類を窃盗して販売するという観点はなかったもので、新しい視点なので、警察4署にも、もしかしたらそういう観点もあるかもしれないというのは情報提供してみたいと思います。ありがとうございます。

○栗原委員 私、そこら辺とても詳しいので、聞いてください。

○平田副会長 すごく貴重なご意見をありがとうございます。

49、50について。小川委員、お願いします。

○小川委員 小川です。155ページですが、真ん中辺のブロックの話ですけども、通学路沿線の危険度の高いブロック塀等については、384か所では修理が進んでいるらしいですが、まだ862校、2か所残っているという、平成30年度に調査してから大分たっていると思うんですけど、800を超えるようなところが残っている。その辺はどういう理由なのかなと思って。

○川西建築指導課長 建築指導課長です。ありがとうございます。

まず、その384というところなんですけども、我々としてはAランク、Bランク、Cランクというところで、ブロック塀を段階的に分けているというところですね。Aブロックは建築基準法に適合しているというところと、傾きとか欠損がないというところですね。Bブロック、Cブロックに、BCランクに関してはですね、一定の傾きや欠損がある、Cランクに関しては欠損が大きいというところに分けられています。

そのCランク、Bランクについての減というところなんですけども、当初、Cランクが25か所、Bランクが1,221か所ございました。こちらが令和6年度にCランク9か所、Bランク853か所というところで、384か所、減っているというところでございます。

これの建築基準法に適合しない、また傾きとか欠損のあるブロック塀に関しては、我々としては毎年確認をしておるところでございますが、所有者の方、また管理者の方に、3年ごとに普及啓発等の行いをしているというところで、近年ですと、令和2年と令和5年、次回は令和8年に個別に訪問して、区の助成制度とか啓発をして、改修していくということをお願いしているというところでございます。

また、当初から3分の1程度は減っていったというのはあるんですけども、当然この853か所、Cランクで9か所残っているところがありますので、今後また3年後、また具体的には令和8年度に、この残っている900弱のところ、周知啓発をして管理をしていただいで、できれば改修をしていただくというところのお願いをしていくということは、引き続き努めていきたい

というふうに考えているというところでございます。

○平田副会長 ほかにはいかがでしょうか。49と50ですね。

ちょっと先に進ませていただきます。49、50にまた遡っていただいても後で構いませんので、それでは51の空き家から51、52の管理不全建築物というのが空き家等の話ですね。52が交通安全対策になりますので、ここも、ぜひご意見いただきたいです。経験者の方々の非常に貴重な意見をいただいていますので、それにブロック塀のこととか、質問していただくことによって事態が動いていきますので、ぜひ、お気づきの点は質問をお願いします。

○小川委員 小川です。二つほどあって、一つはBーぐるの本数がかなり減ってしまって、結構使いつらくなっているなというのが一つという。

もう一つは電動自転車とか、そういう危険運転がかなり増えているというふうに思って、普通のちょっと事故が、あるいは荷物を配達している自転車が非常に危険だとか、そういうことがあるのと、あと、ヘルメットをしていないで自転車運転をしている方も多いという、その辺が気になっているところですよ。

○小野土木部長 土木部長です。Bーぐるについては区民部の事業なので、私のほうから説明をさせていただきます。

本数につきましては、3路線とも20分おきで運行しておりまして、本郷・湯島ルートで一時期、半年ほど1台なくなって30分間隔ということがあったんですが、それ以外は変わらず、今のところずっと20分間隔で3路線で運行されているという状況でございます。

○橋本管理課長 では続きまして自転車に関するご意見、二つに対してお答えいたします。管理課長でございます。

まずは自転車の危険な運転が増えているということございまして、同じような意見を私たちも日々区民の方からお聞きしているところではあります。自転車の乗り方のルールというものがある基本的には自転車は車道の左側を走るということになっておりますし、ただ、お子さんとか高齢者の方は歩道を例外的に走ることができるというふうになっているんですが、なかなかその辺りのルールというものがしっかりと浸透されていない部分がありまして、危険だなと歩行者にとって感じられるような運転が見られるものだと思っております。

ヘルメットにつきましても、今は被らなければいけないというのではなくて、努力義務というふうな位置づけになっております。ただ、自転車による事故でけがをする場合の重症化しやすい部分というのは、やはり頭になりますから、ヘルメットというものは努力義務ではあるけれども、かぶっていただくようにということは、基本的な姿勢ではあります。

文京区の場合、昨年10月に調査を行ったんですけども、大体15%ぐらいの方がヘルメットをかぶっていたということになりました。そういったことを踏まえまして、自転車の安全な運転ですとか、ヘルメットの着用というものは、交通安全を進めていく中で、区としては重点的な事項として捉えておりますので、今後も様々な啓発の方法を考えながら、安全な運転とヘルメッ

トの着用というものは進めていきたいと考えております。

○平田副会長 よろしいですか。特に警察も対応されている交通安全について、この文京区というのは警察ではないので、取締りみたいなところはそんなに多分なさらないで、どちらかという施策、いろんな対策を打つ、それから住民の方の気持ちを高めるとか、それからいろいろな別のアプローチをしてらっしゃるんですね。なので、ぜひ使い分けて、どの人から何をやってほしいかまで、小川委員に言っていただけると、多分すごく区の方は参考になると思いますので、ぜひ、次回もありますので、お考えになってください。

区だったらこういうことをしてほしい、警察だったらこういうことをしてほしいみたいな。私たち、取り締まってほしいですね。そういうの。ですが、取り締まるだけでは多分減らないので、脇からどういうふうにしてほしい、区からはこういうアプローチでどうかという、やっぱり複合的な手を打っていくことと、それから区民の方にいろいろ伝えることは、さっきの防災のものでそんなんですけど、得意としていらっしゃいますので、そういうものを活用したり、使い分けていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○栗原委員 栗原です。交通安全対策の推進と移動手段の利便性の向上、52番です。

関連データ、区内交通事故死者数と自転車関連率というグラフです。令和4年の交通事故死者数と自転車関連率というのを観て、自転車関連率が令和3年と4年が高くなっているのですが、これは電動自転車なのか、それとも一般的な自転車なのか、それとも最近はやりのLUUPなのかという、そういう割合というのは誰かご存じでしょうか。よろしく願いいたします。

○橋本管理課長 では管理課長からお答えいたします。

まず自転車の関連率の中で、一般の自転車か、電動アシスト付自転車かというような分けは統計上、取っていないものですから、この中で自転車の割合だということで、ご理解いただければと思っております。

あと、このグラフの見方についてちょっと補足をさせていただきますと、グラフの左側のほう、人数、これが600人までの軸をつくってございまして、なので、人数はこちらの軸で見ていただいて、自転車関連率の割合のほうは、今度は右側の軸、これ40%を上限としているので、こちらのほうでグラフをつくっていると。一つのグラフの中に二つの内容を入れているので、見方として、その出っ張りとか引っ込みとかあるかもしれませんが、その年によって、そういう結果になっているということで、ご覧いただければと思います。

○栗原委員 分かりました。ありがとうございます。

○平田副会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、高木委員。

○高木委員 高木です。165ページの先ほどの出たBーぐるのところが私もちょっと気になっておりました。一つは、何でしょう、本郷・湯島ルートが半年間、減便したという話でしたけど

も、何かそもそも乗員数があんまり多くないようなグラフにもなっていて、何か果たして乗務員がないから運行できなかったのか、それともあんまり乗る人がそんなに十分ではなくて、収益的に結構運行事業者は厳しい、地方の公共交通だとよく聞かれる話なので、何かそういった事情がもしかしてあるのかなど。そうすると、結構ルート自体も改変するようなところがもしかしたら必要なんじゃないかなと思って、もし、そういった事情があれば伺いたいなと思いました。

それから乗務員数が確保できない、一定の大きさのバスの運転手さんって限られると思うので、何か、その辺りはイメージができたんですけど、であれば、もうちょっとA I オンデマンド交通等の調査もされているということですが、小型化をして、何かもうちょっと乗務員というか、免許を持っている人が多いような車格に変えて、細かい交通にしていこうというのがあると思うので、何かそういったところをご検討されているかどうかというところを伺いたかったです。いかがでしょうか。

○小野土木部長 土木部長です。なぜ本郷・湯島ルートというところなんですけども、ここが令和3年度から新しくルートになったところとして、乗車人数としては3路線の中では一番少ないという状況でございます。それで、ここを選んだのかって言われると、私はそこまでは分からないんですけども、千駄木・駒込ルートですと、令和5年度の乗車人数というのが、年間で48万1,665人ですか。目白台・小日向ルートが、年間で44万9,676、本郷・湯島ルートが16万1,601ということで、この辺の差からかなと思われま。

ただ、これはあくまでもバス事業者が指定してきますので、区はそれを受けるとい形ですね。あくまでも区というのは、バス事業に対しての側面支援がメインでございますので、事業者としてルートをどうする、そこから1台抜くというのは、バス事業者のほうで考えたというところでございます。

あと、そのルートがどうかというところなんですけども、片道だけではなくて、双方向にしてほしいというお話もよくいただくんですが、これは本当に文京区道は狭いというか、文京区内の狭い道を通ってしまして、一方通行ですとか、ほとんどの路線で規制を受けていますので、それを同じように裏返して通るといのはかなり厳しいと状況でございます。

○高木委員 ありがとうございます。そうですね、バス会社が指摘してきたルートが本当に地区として最適なのか、それともそのバス会社じゃなくて、別の移動媒体に任せたほうがいいんじゃないかということも、何か統合的に考えると、何かあり得るのかなと思っているので、何かそうですね、その辺りのルートが最適化できているかどうかみたいところの検討を、もしかするとあるといいのかなと個人的には感じました。ありがとうございます。

○小野土木部長 そこなんですけども、基本はコミュニティバスを通すところというのが、公共交通の不便地域というところをやっていますので、不便な地域というのを通すには、やっぱり同じような形になってしまうのかなと、ルートの的には。違うルートってなるとまた趣旨が変わってくるので、難しいのかなというふうに思っています。

○高木委員 ありがとうございます。

○平田副会長 でも高木委員のおっしゃる、やっぱりバス事業者のおっしゃることに従わなきゃいけないというのをちょっと見直すとか、何かいろんな、ちょっと難しいと思うんですけど、ビジネスなので、私たちのこの場ではやっぱり常識を覆してみるとか、新しい発想で考えてみるというきっかけをつくる会にできたらいいと思いますので、無理は言えないんですけど、いろいろ部局もお金をかけてやっていらっしゃって、バス事業者もいらっしゃるし、競合もあるんだと思うんですが、ただ、ここは高木委員のようなフレッシュな発想をぜひ出していただきたいと思います。

ぜひ、空き家のところも、関連の方々と、お願いします。

○栗原委員 空き家に対して質問いたします。栗原です。

51番、管理不全建築物などの対策の推進のところ、2番、区民及び空家等所有者からの相談件数、空家等の現地調査についてなんですけれども、相談件数、縦の軸が青ですね。現地調査回数がオレンジの線ということで見させてもらっているのですが、相談件数よりも現地調査回数のほうがちょっと少なめだなと感じました。これは人手不足ということなのか……現地調査に行く回数が少ないのか、それとも人が少なくて、回数が少ないのかということが分からないのですが、誰かお答え願えると幸いです。よろしくお願いします。

○吉本住環境課長 住環境課長、吉本です。ご回答させていただきます。

今ご覧になっているグラフの相談件数のほうが、例えば令和3年度ですと61件、4年度68件、5年度66件で、現地に行っている回数が59件、78件、97件と、相談件数よりも現地に行っているほうが多い年度もあるんですね。相談件数について、同じ箇所にも何度も足を運んで確認することもございますので、1か所1回だけということではなくて、現地調査件数のほうが多いのが現状でございます。

○栗原委員 分かりました。失礼しました。ありがとうございます。

○平田副会長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○平田委員 平田と申します。私のほうからは、道路の安全性の確保のところでお伺いしたいんですけども、自転車の通行区間の整備を行っていただいたということなんですけども、私も息子がいて、よく後ろに子どもを乗せて自転車で走るんですけども、道路交通法が改正されたということで、意識的に車道のほうを走るようにはしたいというふうに思っているものの、やっぱりすごく子どもを連れていると危ないなというふうに思っていて、歩道のほうをやっぱり走ってしまうことが多いというような今、状況です。

これは要望として出せるものか分からないんですけども、結構今、自転車走行区間の、何というんですかね、道路の下、道路の模様って言えばいいんですかね、あれは。あそこが、何か選

べるのか分からないんですが、何かやっぱり一番いいのは、そのガードレールとかがちゃんとあって、車が絶対にこっちに来ないとか、あと万が一自転車が倒れたときでも車道にはみ出さないとか、何かそういうふうにガードレールとかをつけていただくというのが一番ありがたいなと思いつつ、ただ、道路が狭いと多分そういったこともできないってなったときに、下に何ていうんですか、模様を塗るといふか、というところだと思うんですけど、気持ち的に青い色、線がついている場合のほうが、何となく守られている感じがして、よく矢印だけのものとかもあると思うんですけども、何かあれよりも完全に線が仕切られているというほうが、少し何か安全性が確保されている、心理的にということがありまして、もし道路整備のときに区で選べるということであれば、何かそういった視点を入れていただけるとありがたいなと思いました。

○村岡道路課長 道路課の村岡と申します。自転車通行空間の整備を行っている部署でございます。

いわゆる青い矢印のようなマークと人が自転車をこいでいるような、自転車のイラストみたいなペイントもやっておりますが、道路の幅員ですとか、交通状況によって、ある程度ガイドラインに沿った形で決められております。道路の一つひとつにどういったものを設置していくかというのは、それぞれ交通管理者の警察と協議を行って決めているものでございます。

いわゆる自転車専用レーンという白山通りのようなものについては、大きな幅員にしか設置できない、文京区で管理するような狭い道ではなかなか導入できないという状況でございます。

あとガードレールの設置についても、沿道に住んでいる方の車の出入りの部分は当然空けなければいけないので、歩行者を守るという意味では、連続的に設置するのが一番望ましいんですが、商売をされている方や日頃生活している方の出入りで、どうしても開口部を設ける必要がある、可能などころにはつけているという状況でございます。これも個別の道路状況によって決定しているものでございます。

○小野土木部長 ちょっと補足させていただきます。今、平田委員がおっしゃった、そのガードレールをつけてほしいというのは自転車レーンの外、車道側にガードレールをつけてほしいということですよ。

○平田委員 そうです。おっしゃるとおりです。

○小野土木部長 我々のほうで、それが望ましいということで、特に白山通りを整備する際に、警視庁のほうにもお願いしたんですが、警視庁の判断として、物理的なものは置かないということで、現状の形になっているというところなんです。

○平田委員 ありがとうございます。いや、非常に努力をしていただいたということだけは本当に理解はしたので、葛藤もあると思うので、ありがとうございます。

○平田副会長 ほかにはいかがでしょうか。

佐藤さん何か、よければ感想でも構わないんですけども、何か一言お話ししてから帰られますか。無理には、全然大丈夫ですけど。

○佐藤委員 佐藤です。今日どういった感じになるのか、私も全然分からなかったもので、何かまだ質問をしていないんですが、大体何か聞きたいことをほかの方に聞いていただいたので、ちょっとBーぐるのこととか、そういう私が知りたかったことを、ほかの方が聞いていただいて、もう理解できましたので大丈夫です。ありがとうございます。

○平田副会長 いえ、こちらこそ。第2回も期待しております。

皆様よろしい……、どうぞ。

○栗原委員 しつこくて申し訳ございません。栗原です。

また51番の管理不全建築物などの対策の推進で、質問というよりかは、これは積極的にやってもらいたいというお願いとか、願望といいますか、そういうものなのですが、指導管理後に法的とか、法に基づく適切な対応を図りますという、空室などの利用を促進いたしますということなんですけれども、手段の当初事業計画、この下ですね。186番の空室などの対策事業で、三角の3番目ですかね。空室など利用活用事業（所有者と利活用希望者とのマッチング）というところなのですが、これをとても積極的にやっていただけたらいいなという感想とか、お願いとか、すごく楽しみにしている部分なので、よろしく願いいたします。

以上です。

○吉本住環境課長 住環境課長、吉本です。空き家の利活用については区も推進しているところなんですけども、マッチング事業ですが、現実として空き家を利用したい方は年間10数件お問合せがあるんですけど、所有者側の方、ご提供する側がなかなかいらっしやなくて、マッチングできてないような状況ではございます。

○栗原委員 分かりました。ありがとうございます。

○平田副会長 ご意見をありがとうございます。私もとても重要だと思います。マッチングが解決の道につながるんじゃないかという期待は私は思っていますので、これからも言い続けてください。

皆さん言い残したことの、心残りのことはありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

ここで今日の審議は終えたいと思います。

それでは最後に、次回の区民協議会等について事務局からご説明します。

○横山企画課長 熱心なご議論ありがとうございました。

それでは事務的な連絡をいたします。

次回、第2回目ですけれども、こちらは10月30日、水曜日になります。先ほど冒頭にもありましたが、次回の聞いていただくところにつきましては、主要課題の41番から45番のところ、それと行財政運営についてご審議をいただく形になります。

お時間は本日と同じ午後6時30分から2時間程度を予定してございます。

また会場もこちら、同じになりますが、シビックセンター24階のこちら第二委員会室になります。

本協議会の中で審議できなかったことですか、あるいはほかの部会に関するものについて、ご意見等ございましたら、本日お配りをしております意見記入用紙などをご利用いただきまして、11月6日、水曜日までに事務局のほうまでご提出をお願いいたします。いただきましたご意見につきましては、所管課のほうに伝えまして、また今後の参考とさせていただきます。

また、いただいたご意見については、この本協議会の会議資料となりますので、公開の対象となっておりますのでご了承ください。

配付しております資料についてはお持ち帰りいただきまして、また次回に利用しますので、ご持参くださいますようお願いいたします。

それから最後ですね。この協議会の会議録については皆様に内容を確認していただきますので、後日に郵送またはメールでお送りさせていただきます。確認をいただきました後、区のホームページ等で公開をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

こちらからは以上です。

○平田副会長 そのほか、皆様、何か言わなきゃみたいなきょうがありましたら伺いたいたですが、よろしいでしょうか。

何か高木委員はカタログギフトを申し込まれるのかという宿題が出てきたような気がしますが、いつ頃申し込まれる、いや30日までとは申しませんが、皆様もお忘れのないようにお申込みください。

それでは、今日は皆様ありがとうございました。時間にご協力いただきまして、本当にありがとうございます。また30日によろしくをお願いいたします。

以上とします。